Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1. 就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2)　(1)のコの内容	(3)　就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4)　(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他(内容を(2)に記入してください)		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他(内容を(4)に記入してください。)		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他(内容を(6)に記入してください。)		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
41	41	25	26	14	9	28	22	37	10	7	16	16	0	4	34	0	3	3	14	11	18	0	0	0	4	4	15	0	15	17	3	7
沖縄県	那覇市	○	○	○		○	○	○	○		○	就学時健康診断の通知書に小学校入学準備金支給のお知らせを掲載している。			○						○								○	○		
沖縄県	宜野湾市	○	○		○	○		○		○	○	福祉部局の生活支援員を通じて周知を行っている。			○					○							○		○	○	○	
沖縄県	石垣市	○	○			○		○							○				○										○			
沖縄県	浦添市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	市の他部署への情報発信(関連部署)			○						○								○	○		
沖縄県	名護市	○	○	○		○	○	○							○				○								○			○		
沖縄県	糸満市	○	○		○	○	○	○							○						○								○			
沖縄県	沖縄市	○	○	○	○	○	○	○							○						○								○	○	○	
沖縄県	豊見城市	○	○		○	○		○			○	市役所内の各課へチラシを配布し、業務に支障のない範囲内で窓口に設置するよう依頼している。			○						○								○			
沖縄県	うるま市	○	○			○	○	○		○							○	・要保護・・・・・随時受付。 ・準要保護・・・12月まで受付。	○	○					○	市立学校の場合、ア・学校に提出。県立学校、区域外就学の場合、イ・教育委員会に提出。			○	○		
沖縄県	宮古島市	○	○			○	○	○							○						○								○	○		
沖縄県	南城市	○	○			○		○			○	就学前健診案内通知に就学援助制度の書類を同封して送付			○						○								○			
沖縄県	国頭村			○			○	○	○					○							○						○					
沖縄県	大宜味村		○	○		○		○							○				○													
沖縄県	東村					○				○					○				○								○					
沖縄県	今帰仁村	○				○		○			○	各学校へ全児童生徒の保護者へ申請案内を配布。該当者掘り起こしの為、今帰仁村役場　福祉保健課 子ども応援支援員が訪問。			○						○											○
沖縄県	本部町	○	○			○		○			○	学校を通し全児童生徒の保護者へ就学援助の申請書及び案内資料を配布、町営電光掲示板で申請案内を周知。町子育てlineへの申請期限案内。			○				○											○		
沖縄県	恩納村	○	○			○	○	○	○		○	SNSなどで配信(村公式アカウント)			○						○						○					
沖縄県	宜野座村						○	○			○	各学校及び村内各施設に就学援助ポスターを掲示。 地域民生委員・児童委員から就学援助が必要な世帯へ制度の説明を行っている。			○				○													
沖縄県	金武町	○	○	○		○		○	○	○					○						○									○		
沖縄県	伊江村		○			○		○							○				○								○			○		
沖縄県	読谷村	○	○	○	○	○	○	○			○	SNSなどで配信(読谷村公式アカウント)			○				○						○	申請締切期限内であれば学校へ提出し、期限を過ぎた申請は教育委員会へ提出				○		
沖縄県	嘉手納町	○	○	○		○	○	○	○		○	じんじんメールにて申請案内の周知、学校事務から前年度認定者に対して電話による申請奨励、スクールソーシャルワーカーとの連携による周知			○						○						○					○
沖縄県	北谷町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	家庭訪問や三者面談時に保護者へ書類を配布			○						○						○				○	
沖縄県	北中城村	○	○				○	○	○						○						○											○
沖縄県	中城村	○	○	○		○	○	○	○						○						○								○	○		○
沖縄県	西原町	○	○	○	○	○	○	○			○	他課(子どもの貧困対策事業主管課)が関わっている世帯に対して、個別に情報提供を行っている。			○						○									○		
沖縄県	与那原町	○	○	○				○	○		○	入学予定者を含む全児童生徒の保護者に案内及び申請書を送付。また、町公式LINEにて通知している。			○					○							○		○	○		
沖縄県	南風原町	○	○				○	○							○					○									○	○		
沖縄県	渡嘉敷村							○						○					○								○					
沖縄県	座間味村										○	各字掲示板等にて周知			○					○							○					
沖縄県	粟国村					○								○						○												○
沖縄県	渡名喜村										○	給食費・医療費・学用品費等すべて無償化の為就学援助の周知は行っていない。					○	申請の受付を行っていない。							○	申請受付を行っていない。						○
沖縄県	南大東村					○		○							○					○												

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> （1）実施・検討状況について						<小学校> （2）（1）の力の内容	<小学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）							<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償としているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
41	41	31	5	4	0	1	0	1	31	3	0	2	0	0	0	0	2	6	7	16	0	21	24	5	11	14	17	8	6	8	6	6	0	0	0	2	0	1	1
沖縄県	那覇市	○							○								○					○	○		○		○	○	○		○	自治会長に対して掲示板へのポスター掲載を依頼している。小中学校に兄・姉がいる世帯について、就学援助の申請と足りて入学準備金の申請手続きを行っているため、準備金のための再度申請手続きを不要としている。（保護者負担軽減）								
沖縄県	宜野湾市	○							○											○		○	○		○	○	○	○		○									
沖縄県	石垣市	○							○										○				○				○												
沖縄県	浦添市	○							○											○		○	○	○	○	○	○		○										
沖縄県	名護市	○							○									○				○	○	○			○												
沖縄県	糸満市	○							○										○			○	○		○	○													
沖縄県	沖縄市	○							○											○		○	○	○	○	○	○												
沖縄県	豊見城市	○							○											○		○	○		○														
沖縄県	うるま市	○							○									○				○	○				○			○									
沖縄県	宮古島市	○							○											○											○	対象者を兄弟が就学援助を受給している者に限定しており、対象者にのみ案内・申請書を送付している。								
沖縄県	南城市	○							○									○				○	○			○					○	就学前健診案内通知に就学援助制度の書類を同封して送付								
沖縄県	国頭村		○							○																													
沖縄県	大宜味村		○									○																											
沖縄県	東村	○							○										○											○									
沖縄県	今帰仁村	○							○											○		○	○			○													
沖縄県	本部町	○							○											○		○	○			○	○	○											
沖縄県	恩納村	○							○											○		○	○			○	○	○	○										
沖縄県	宜野座村	○							○											○							○	○		○									
沖縄県	金武町	○							○									○					○			○				○									
沖縄県	伊江村	○							○										○				○				○			○									
沖縄県	読谷村	○							○										○			○	○		○	○	○				○	SNSなどで配信（読谷村公式アカウント）								
沖縄県	嘉手納町	○							○											○		○	○			○	○	○	○		○	じんじんメールにて申請関係の周知								
沖縄県	北谷町	○							○											○		○	○		○	○													
沖縄県	北中城村	○							○											○		○	○				○		○										
沖縄県	中城村	○							○											○		○	○	○		○			○										
沖縄県	西原町	○							○											○		○	○	○	○														
沖縄県	与那原町	○							○									○				○	○							○									
沖縄県	南風原町	○							○									○				○	○				○	○											
沖縄県	渡嘉敷村			○																																○			
沖縄県	座間味村					○																																	
沖縄県	粟国村		○							○																													
沖縄県	渡名喜村			○				検討していない。																															
沖縄県	南大東村	○							○											○						○													

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）の力の内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）													＜中学校＞ （6）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全て に○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	3．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							（2）（1）のキの内容
																													（1）当てはまるもの１つに○をしてください。							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化していたため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へし自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	
41	41	31	5	3	1	1	0	0	31	3	0	2	0	0	0	0	1	5	7	18	0	1	0	2	0	1	1	12	1	18	3	2	2	3	7
沖縄県	那覇市	○							○										○												○					
沖縄県	宜野湾市	○							○											○								○							令和4年度より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定
沖縄県	石垣市	○							○										○									○							
沖縄県	浦添市	○							○											○								○							
沖縄県	名護市	○							○									○												○					
沖縄県	糸満市	○							○										○									○							
沖縄県	沖縄市	○							○											○								○							
沖縄県	豊見城市	○							○											○								○							
沖縄県	うるま市	○							○											○								○							
沖縄県	宮古島市	○							○											○												○			
沖縄県	南城市	○							○									○												○					前年度所得判定で一度「否認定」となった場合でも、再度6月に申請し新年度所得判定で「認定」となった方については、新型コロナウイルス感染症による影響があると確認できる場合に限り、申請月の6月からではなく、4月に遡って「4月認定」とした。
沖縄県	国頭村		○							○																		○							
沖縄県	大宜味村		○									○																		○					
沖縄県	東村	○							○										○															○	整備されておらず、現在検討もしていない。
沖縄県	今帰仁村	○							○											○										○					
沖縄県	本部町	○							○											○											○				
沖縄県	恩納村	○							○											○										○					
沖縄県	宜野座村	○							○											○										○					別途書類を提出してもらい、「その他教育委員会が援助費の給付が特に必要と認める者」として認定を行う。
沖縄県	金武町	○							○									○												○					
沖縄県	伊江村	○							○										○									○							
沖縄県	読谷村	○							○										○											○					
沖縄県	嘉手納町	○							○											○										○					
沖縄県	北谷町	○							○											○										○					
沖縄県	北中城村	○							○											○										○					
沖縄県	中城村	○							○											○														○	現在のところ、新たに認定基準を設けることは検討していない。
沖縄県	西原町	○							○											○														○	令和3年度は相談等なしのため実施なし
沖縄県	与那原町	○							○									○											○						
沖縄県	南風原町	○							○									○										○							
沖縄県	渡嘉敷村			○																				○						○					
沖縄県	座間味村					○																											○		
沖縄県	粟国村		○							○																						○			
沖縄県	渡名喜村				○																										○				
沖縄県	南大東村	○							○											○										○					

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の模倣規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)		(6) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応							(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、給食、寝具等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に条件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(3947万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の要綱測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(5)に記入してください。)	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率) 倍	係数(倍率) 倍			(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。								年	月	
																								ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他((3)に内容を記載してください。)					
41	41	36	35	6	5	6	22	3	2	4	5	4	3	7	3	5	11	3	0	14	19	0			6	10	3	1	2	1	1	10	10	
沖縄県	那覇市	○	○														○			○	1.3		①災害・火災により財産を失った者 ②生計維持者等が失業したことにより、収入がない者 ③生計維持者等が長期療養または失業したことにより、収入がない者 ④破産宣告を受けたもの。(①～④に該当する場合は、特別事情として、生活保護基準額の1.8倍で再審査を行う。			○						平成25	4	25%未満
沖縄県	宜野湾市																	○			1.2													25%未満
沖縄県	石垣市	○															○				1.3			通常は1.0倍未満だが、沖縄県子どもの貧困対策推進交付事業期間中は1.3倍未満としている。		○						平成30	4	25%未満
沖縄県	浦添市	○	○													○					1.2					○						平成26	10	25%未満
沖縄県	名護市	○	○											○																				15%未満
沖縄県	糸満市	○	○														○				1.2					○						平成27	4	20%未満
沖縄県	沖縄市	○	○				○										○			○	1.3		本市就学援助規則第2条第2号の才に「その他教育長が就学援助を行う必要があると認めた者」を援助対象者と定め、 同規定を受け、要綱第3条で被災者や生計維持者の死亡等を該当者として定めている。(例:東日本大震災被災者、コロナ感染症の影響等)			○						平成24	12	35%未満
沖縄県	豊見城市	○															○				1.3					○						平成27	4	20%未満
沖縄県	うるま市	○	○	○	○	○	○									○				○	1.3		・年度途中の転入者で、前住所地で就学援助をうけていた者。 ・教育長が就学援助を行う必要があると認めた者(災害、火災等により財産を失った、生計維持者が死亡した場合等)		・イについては、所得割非課税を含む。 ・エについては、全額免除のみ。 ・オについては、保険料の減免のみ。 ・カについては、全額受給のみ。	○				○					35%未満
沖縄県	宮古島市																○				1					○						平成30	4	30%未満
沖縄県	南城市	○	○													○					1.2					○						平成27	4	30%未満
沖縄県	国頭村	○	○				○									○					1.3				○		○							30%未満
沖縄県	大宜味村	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○																			25%未満
沖縄県	東村	○	○																	○			その他、教育長が就学援助を行う必要があると認める者											25%未満
沖縄県	今帰仁村		○																															15%未満
沖縄県	本部町	○	○																	○			特別な事情により著しく困窮していると認める世帯(福祉部署と連携し特に支援が必要と認められる世帯等)											25%未満
沖縄県	恩納村	○	○				○							○						○			その他教育長が就学援助を行う必要があると認められる者 保護者が不慮の事故や災害等に遭い、援助が必要と認められる者											30%未満
沖縄県	宜野座村	○	○				○													○			その他教育委員会が援助費の給付が特に必要と認める者(災害・火災により財産を失った、生計維持者が死亡したため、 生計維持者が長期療養または休職中のため、破産宣告を受けたため、その他教育委員会が就学援助を行う必要があると認める者。)											20%未満
沖縄県	金武町	○	○																	○			教育長が認める特別な事業がある者(保護者死亡や失業など)											20%未満
沖縄県	伊江村	○	○	○	○	○	○	○		○	○																							20%未満
沖縄県	読谷村	○	○				○																											20%未満
沖縄県	嘉手納町	○	○				○													○			市町村民税所得割非課税											30%未満
沖縄県	北谷町	○	○				○					○								○			市町村民税所得割の非課税											30%未満
沖縄県	北中城村	○	○				○									○					1.1				○				○					30%未満
沖縄県	中城村	○	○				○											○			1.3													20%未満
沖縄県	西原町	○	○															○			1.2			1.2倍以上1.5倍未満も規定あり											25%未満
沖縄県	与那原町	○	○														○				1.2			年度中に失業、離婚など特別の事情があった世帯には、(4)の係数を1.8として審査している。	○		○								25%未満
沖縄県	南風原町	○	○				○										○				1.3					○						平成30	4	30%未満
沖縄県	渡嘉敷村	○	○				○																											5%未満
沖縄県	座間味村	○	○				○													○			教育長が特に必要と認めた場合											0%未満
沖縄県	粟国村	○	○				○					○	○	○																				25%未満
沖縄県	渡名喜村																			○			準要保護認定を行っていない。	全児童生徒に対し、給食費・学用品費・医療費等が無償化されている。										0%未満
沖縄県	南大東村	○	○				○																											10%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | (2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額) | | |

Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2)　(1)のコの内容	(3)　就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4)　(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)								(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他(内容を(2)に記入してください)		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他(内容を(4)に記入してください。)		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育	キ．その他(内容を(6)に記入してください。)		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
沖縄県	北大東村						○	○		○					○					○													
沖縄県	伊平屋村	○	○	○		○		○							○				○	○	○							○					
沖縄県	伊是名村						○	○							○				○														○
沖縄県	久米島町							○						○							○										○		
沖縄県	八重瀬町	○	○	○	○	○		○							○					○								○		○			
沖縄県	多良間村						○	○		○							○	申請締切日を設定していてるが、定例教育委員会において申請者以外の税情報を元に追加仮認定とし、保護者承諾・事後申請で認定としている。	○							○	申請者に対して、教育委員会で認定会議を行う。また、申請書の提出がない者に対しては、事前に税情報の提供をしてもらい仮認定としている。 担当が家庭訪問で内容説明し、申請書提出が完了した時点で認定としている。	○					
沖縄県	竹富町						○	○							○				○									○		○	○		
沖縄県	与那国町					○	○	○							○				○														

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）												＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					
		ア．入学前支給を行う	イ．入学前支給を行う	ウ．入学前支給を行う	エ．そもそも新入学学用	オ．そもそも対象者がい	カ．その他（内容を（2）		ア．令和3年度（令和	イ．令和4年度（令和	ウ．令和5年度（令和	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬	ア．教育委員会	イ．自治体の広	ウ．就学案内の	エ．就学時健康	オ．学校の入学	カ．域内の幼稚	キ．域内の小中	ク．民生委員やス	ケ．小学校入学	コ．その他（内容			ア．予算の確保が	イ．規則改正など	ウ．認定回数が増	エ．（入学前支給と	オ．その他（内容を	
沖縄県	北大東村			○																																		○	保護者からの請求・要望・申請があれば対応する。
沖縄県	伊平屋村		○							○																													
沖縄県	伊是名村	○							○										○								○												
沖縄県	久米島町		○									○																											
沖縄県	八重瀬町	○							○										○			○	○		○					○									
沖縄県	多良間村	○							○								○											○			○	小規模学校なので、家庭訪問をし、説明している。（税務課と連携し、税の情報提供してもらっている。）								
沖縄県	竹富町	○							○											○				○		○													
沖縄県	与那国町			○																															○				

																																		3．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）								
																																		（1）当てはまるもの１つに○をしてください。								（2）（1）のキの内容
		<中学校> （1）実施・検討状況について							<中学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校> （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）									ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準に	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	
		ア．入学前支給を	イ．入学前支給を	ウ．入学前支給を	エ．そもそも新入学	オ．そもそも対象者	カ．その他（内容を		ア．令和3年度	イ．令和4年度	ウ．令和5年度	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入	ア．予算の確保	イ．規則改正など	ウ．認定回数が	エ．（入学前支	オ．その他（内容															
沖縄県	北大東村			○																						○	保護者からの請求・要望・申請があれば対応する。			○						
沖縄県	伊平屋村		○							○																		○									
沖縄県	伊是名村	○							○											○													○				
沖縄県	久米島町		○									○																		○							
沖縄県	八重瀬町	○							○										○											○							
沖縄県	多良間村	○							○								○													○							年度内に税情報に変更等がある場合は、情報を提供してもらっている。
沖縄県	竹富町	○							○											○		○						○									
沖縄県	与那国町			○																				○						○							

		4. 就学援助制度の模倣規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに〇)																			(4) (3)でソ、タ又はチに〇をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに〇をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに〇をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応							(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護費が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行な	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、寝服等が悪い者または学用品、通学用品等に不	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認め	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるも	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率)	係数(倍率)			ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能	イ. 生活保護基準見直しの影響が生	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生	エ. その他((3)に内容を記載してください。)				令和3年度
沖縄県	北大東村	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇		〇			〇	〇					〇			所得者の失業。												20%未満
沖縄県	伊平屋村	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																				25%未満
沖縄県	伊是名村	〇	〇														〇				1.3				〇			〇							30%未満
沖縄県	久米島町	〇	〇				〇																												25%未満
沖縄県	八重瀬町																〇				1.2					〇							平成24	4	25%未満
沖縄県	多良間村	〇	〇																																45%未満
沖縄県	竹富町	〇	〇				〇										〇			〇	1.3		特殊事情を有する者は、学校長の意見書を添付		〇		〇			〇(公表値算定の際はア)	否認定になった者は、特殊事情があれば学校長の意見書等で対応			20%未満
沖縄県	与那国町	〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇	〇			〇																					25%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | (2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額) | | |